

本報告書は、平成28年12月15日に公表した報告書を、平成30年7月26日に公表した正誤表により訂正したものです。

### 船舶事故調査報告書

平成28年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成28年6月19日 09時33分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区の天満川河口付近 広島港草津波高観測塔灯から真方位051° 1,350m付近 （概位 北緯34° 21.7′ 東経132° 25.5′）
事故の概要	水上オートバイロイヤルIIは、左旋回中、護岸に衝突した。
事故調査の経過	平成28年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ロイヤルII、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	270-47341広島、株式会社ロイヤルコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 操縦者、一級小型
負傷者	軽傷 1人（操縦者）
損傷	本船 船首部外板に圧損、右舷側バックミラーが脱落 護岸 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び操縦者が乗り組み、特殊小型船舶操縦士免許の実技講習の目的で、受講生の操縦者が操縦して教員の船長が同乗し、天満川河口付近に浮体を設置した講習用のコースを航行していた。</p> <p>本船は、操縦者が、高速で旋回することに不安を感じながら、操縦ハンドルを左に切って旋回中、船長に指示された速力を維持しようと思ひ、スロットルレバーを操作して約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）にしたところ、護岸に向けて走行し、護岸に衝突した。</p> <p>船長は、本船が左旋回中、左に傾斜していた船体が元に戻ったのを感じた直後、後方に身体のバランスが崩れて船体に掴まっていたところ、衝撃を感じて操縦者と共に落水した。</p> <p>船長は、船体が元に戻ったのを感じて本船が直進したので、操縦者が無意識のうちに操縦ハンドルを中央に戻したと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、特殊小型船舶操縦士免許の実技講習中、操縦者が、約30km/hの速力での旋回に不安を感じ、操縦ハンドルを中央に戻したことから、護岸に向けて走行したのと考えられる。
原因	本事故は、本船が、特殊小型船舶操縦士免許の実技講習中、操縦者

	<p>が、約30km/hの速力での旋回に不安を感じ、操縦ハンドルを中央に戻したため、護岸に向けて走行し、護岸に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録小型船舶教習所の教員は、受講生の技量に応じた指導を行うこと。</li><li>・水上オートバイで旋回する時は、操縦ハンドルの操作方向に体重移動をすること。</li></ul>